

日本学術会議の新規会員任命に関する声明

日本学術会議の第 25 期新規会員任命に関して、政府は日本学術会議法第 17 条の規定に基づいて同会議が推薦した候補者 105 名のうち 6 名を任命していない。

こうした事態は、日本学術会議法第 7 条 2 項「会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」および第 17 条「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする」に定められた日本学術会議会員任命の原則を逸脱するものである。

特段の理由なく、あるいは理由を示すことなく、その時々政府の判断により推薦候補の任命を拒否することは、到底容認できるものではなく、日本国憲法第 23 条に謳われた学問の自由を侵害するものである。

経営史学会会長は、日本学術会議第 181 回総会において採択された「第 25 期新規会員任命に関する要望書」（令和 2 年 10 月 2 日付）に記載された要望 2 点が、早期に実現することを望む。政府は、日本学術会議が正当な手続きを経て推薦した候補者 6 名を任命しなかった理由を説明すべきであり、また任命されていない 6 名を速やかに任命すべきである。

2020 年 10 月 18 日
経営史学会会長 沢井実